令和3年度(令和2年度分) 志學館大学自己点検·評価報告書

令和3年7月 志學館大学

令和3年度(令和2年度分)志學館大学自己点検・評価報告書

本学では、学園の「自己点検・評価に関する規程」、学則及び内部質保証のポリシーの下で、「志學館大学における大学運営及び教育研究実施の質保証制度」を定め、自己点検・評価の PDCA サイクルとロードマップを定義し、年度を単位とする定期的な自己点検・評価を実施している。

この制度は、大学の中期計画の中の単年度計画の点検、改革総合支援事業等に係る点検及び認証評価に係る年度点検を統合的に実施すること(3つの点検評価)で、自己点検・評価の確実化、効率化を図っている点に特徴がある。具体的には、3つ点検評価を一つの表に統合し、中期計画を軸にして改革総合支援事業の要求事項を勘案しつつ毎年度途中に中間点検を行うとともに、年度末に年度計画の達成度を評価する。それを認証評価の基準、項目、視点と照合しつつ、大学運営の質の向上を検証している。

令和3年度は第Ⅲ期認証評価受審の年であると同時に、次期中期計画策定の年でもあった。従って、当該期間の全体的、包括的なレビューが必要であり、課題や改善・向上方策は、次期中期計画を視野に入れた形で整理した方が生産的であると判断した。

これらを踏まえ、以下では、高等教育評価機構の第Ⅲ期基準項目に準拠して、令和2年度 の点検・評価を含め、当該期間を通した全体的、包括的レビューの結果を示している、

基準1. 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
 - 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
 - 1-1-② 簡潔な文章化
 - 1-1-3 個性・特色の明示
 - 1-1-④ 変化への対応

【自己判定】 基準項目 1-1 を満たしている。

大学の使命・目的及び学部、学科、研究科の教育研究上の目的は、建学の精神に基づき、 具体的に明文化するとともに、簡潔な文章化に努め、ホームページ等で分かりやすく社会に 公表している。個性・特色は各所に示しており、なかでも「地域重視」と「コンプライアンス と誠実性」を強く意識した大学運営を行っている。使命・目的及び教育研究上の目的は、社 会情勢の変化に対応して見直している。

(課題と改善・向上方策)

平成30年度に改正した教育課程をレビューすることになる令和4年度以降に、それに連動して建学の精神の下での使命・目的、教育研究上の目的及び三つのポリシーの整合性及び有効性について検証する。この際、個性・特色の一層の伸長に意を用いる。

大学の使命・目的及び学部、学科の教育研究上の目的について、平成30年度中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を基軸としつつ、IR活動の成果を利用して、時代の変化(内部・外部の状況)への対応度の点でも検証する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【自己判定】 基準項目 1-2 を満たしている。

使命・目的及び教育研究上の目的は、教職員の参画の下で策定したもので、理事会・評議 員会に報告しており、関係者から理解・支持されている。学内外への周知もしている。

使命・目的及び教育研究上の目的は、大学の中期計画及び三つのポリシーにも一貫性を持って整合的に反映されている。それらを達成するための、教育研究上の基本組織の構成との整合性も保たれている。

(課題と改善・向上方策)

使命・目的から各種ポリシーに至るまでの本学の戦略的方向性について、産業界、高校教育界、ステークホルダー等を含む学内外に対して、誠実かつ確実に情報提供し、支持が得られるよう、コンプライアンス重視の広報の整備を進める必要がある。

令和4年度からの次期中期計画策定に当たり、第Ⅲ期認証評価の基準を基に、個性・特色・強みを伸ばす戦略の教育研究上の目的と三つのポリシーへの反映について検証する。

学校教育法で定められた情報公表等を確実に行う広報・情報管理体制は未だ不十分である。これらへの対応も含め、「広報・情報発信管理会議」を設けたが、今後はこの管理体制について、点検と検証が必要である。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【自己判定】 基準項目 2-1 を満たしている。

学生受入れのために、教育研究上の目的を踏まえ、APを定め周知している。入学者選抜は、APに沿って、公正で妥当な方法と適切な体制で運用し、検証している。入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に管理している。入試問題は、大学が自ら作成している。

(課題と改善・向上方策)

AP に沿って入試制度(入試区分及び選抜方法等)の検証を継続し、必要な改善を進める。 その際、高大接続教育及び連携体制を強化、アピールし、入学者の数・質の確保に努める。

大学全体として入学定員に沿った学生数を維持しているが、一部学科において収容定員充足率に超過がある。レイト・スペシャライゼーション制度の活用を含め、入学及び収容定員に沿った適切な学生受入れ数を維持するために、入試管理委員会が中心となり、入学者選抜手法のさらなる改善を進める必要がある。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【自己判定】 基準項目 2-2 を満たしている。

学生への学修支援は、教職協働により、方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。具体的には、障がいのある学生への配慮、全学的なオフィスアワー制度、TA・SA などの活用による教員の教育活動の支援、中途退学、休学及び留年への対応も行っている。

(課題と改善・向上方策)

変化・多様化する学生に柔軟に対応できるように学修支援に係る方針、計画、実施体制の継続的な検証と改善を続ける。

障がいのある学生に対する支援について、学生支援室・センターの機能を強化するとともに、TA、SA その他の学修支援制度を検証し、改善を続ける。

学生の学習力向上や中途退学等のリスクが高い学生への支援体制の強化に向け、前年度の 学長・学長補佐を含む WG での問題点の整理と方策の検討を受け、適格者を採用した上で、令 和2年度より取組開始予定であったが、適格者の事情により計画はいったん中断した。

高大接続教育センターを中心に高大接続教育及び導入教育の企画・立案と実施を進める。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【自己判定】 基準項目 2-3 を満たしている。

インターンシップなどを含めたキャリア教育のための支援体制を整備するとともに、就職・進学に対する相談・助言体制を適切に整備し、運営している。

(課題と改善・向上方策)

インターンシップを含む教育課程内でのキャリア教育を検証し、次期中期計画に繋げる。 ボランティア、各種体験事業等の、教育課程外の社会的・職業的自立に向けた支援体制は、 学外組織との連携体制も含め今後も重視し、次期中期計画期間を通じて強化する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【自己判定】 基準項目 2-4 を満たしている。

学生生活の安定支援のために、学生サービス、厚生補導のための組織を置き、適切に機能させている。学生に対する経済的支援を行っている。学生の課外活動を適切に支援している。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

(課題と改善・向上方策)

今後暫くは社会的状況を反映した学生の経済的、心理的不安定性の継続が予想されるため、関係部署間の緊密な連携とサポート体制の充実を図る。特待生制度の継続審査の厳格化が、学修状況の改善に与える効果は今度もモニタリングを続ける。平成 30 年度に新設した離島特待生制度の有効性を検証する年度には至っていない。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【自己判定】 基準項目 2-5 を満たしている。

教育目的の達成のため、校地、校舎等の施設設備の学修環境を整備し、安全性(耐震化など)を確保しつつ有効に活用している。図書館の規模は適切であり、十分な学術情報資料を確保し、開館時間等の点でも十分に利用できる快適な環境を整備している。各施設にはコンピュータなどの IT 施設を適切に整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に配慮している。時間割の改善と配当教室の調整に加え、2 段階の履修登録制度を導入することで教室利用の分散化を行い、授業を行う学生数を適切に管理している。

(課題と改善・向上方策)

現有施設の改善計画に一部滞りがあるので、進捗に努める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【自己判定】 基準項目 2-6 を満たしている。

学修支援、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を把握・分析し、検討結果を活用している。

学修支援や学修環境、学生生活全般に関する学生の意見・要望の汲み上げには、多チャンネル方式を用い、把握した内容は、関係部署間の連携の中で教育目的に照らし、軽重優先順位等を見極めながら、継続的に改善に反映させている。

(課題と改善・向上方策)

1次支援者を支援する体制の強化が進んでいない。

基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
 - 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
 - 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
 - 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【自己判定】 基準項目 3-1 を満たしている。

教育課程の実質化のために、教育研究上の目的を踏まえた DP 及びそれを踏まえた単位認定 基準、卒業認定基準・修了認定基準等を策定・周知し、それらを厳正に適用している。

(課題と改善・向上方策)

平成30年に改正した使命、教育研究上の目的及び三つのポリシーと、その下で形成し平成31年度の新入生から適用された現在の教育課程について、彼らが卒業する令和4年度以降、産業界及び卒業生の意見を聴いて、使命から教育課程までの整合性及び教育課程改善の成果を検証する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【自己判定】 基準項目 3-2 を満たしている。

教育研究上の目的を踏まえ、CPをDPと一貫性を持ったものとして定め、周知している。教育課程は、CPに沿って体系的に編成している。教養教育を適切に実施し、さらに充実しつつある。教授方法の改善を進めるための組織体制を整備・運用しており、アクティブ・ラーニングなど授業内容・方法に工夫をしている。

(課題と改善・向上方策)

三つのポリシーの一貫性に基づく教育課程の体系的編成と、ASPに基づく到達度評価の統合的効果について、継続的に点検・評価する仕組みの制度化をより進める必要がある。このために、教育課程編成会議を中心とした教育課程の改善、学務委員会による確実な実施、シラバス点検委員会によるシラバスチェック体制、IR 室による産業界の意見や学生による授業評価等の分析等は確実に実施し、PDCA 体制の安定的な定着を進める。

FD 推進委員会による FD 活動の点検・見直しと、授業内容・方法の工夫・改善に資する取組みを強化するとともに、教員や学生の意見・要望を汲み上げ、FD 活動に反映するシステムの構築を進める。

教養教育を重視し、次期中期計画の中で、共通教育の再編、見直しを検討する。単位の実質化に向けた各種の取組み、学修状況等のモニタリングは維持する。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【自己判定】 基準項目 3-3 を満たしている。

三つのポリシーを踏まえた点検・評価の方法が確立・運用されている。学修成果の点検・ 評価結果は、教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックしている。

(課題と改善・向上方策)

ASP に基づく学修成果の可視化の利便性を高める取組みを進め、その点検・評価結果の適切なフィードバックによる教育内容・方法及び学修指導等の改善を、教育の質保証制度の一体的改革の一つとして、確実に推進する必要がある。

より高度なSD研修等の機会を増やし、教職員のIRリテラシーの向上を図り、同時に大学構成員の幅広い参画を得るために適切なフィードバック方法を検討することが課題である。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・ 発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【自己判定】 基準項目 4-1 を満たしている。

使命・目的の達成のため、大学の意思決定と教学マネジメントに係る学長の適切なリーダーシップが確立・発揮されている。権限の適切な分散と責任の明確化にも配慮している。教授会等の組織上の位置付け及び役割(学長が意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を含む)は、学則等で明確になっており、そのように機能している。

(課題と改善・向上方策)

大学の意思決定の基礎として、活発な IR 活動を維持する。大学運営会議とセンター・委員会等の部署間の効率的で確実な報告・連絡が行われ、「自律性」と「大学ガバナンスの確実性」を両立させる体制の実現が課題である。

教育研究の高度化に対応するため、事務局組織の機能性の検証と再編の検討が必要である。業務分析をさらに進め、管理運営業務の質を向上しつつ、スリム化・効率化を進める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と 効果的な実施

【自己判定】 基準項目 4-2 を満たしている。

教育目的及び教育課程に即し、大学・学部及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任の方針と規則等を定め、適切に運用している。教育内容・ 方法等の改善の工夫・開発のためのFD活動は効果的に実施されている。

(課題と改善・向上方策)

入学及び収容定員の増加及び別途計画している教養教育の充実に対応して、教員の配置 を、人件費を含めて見直す必要がある。これには、学部・学科間のアンバランスの是正、非 常勤講師の人数の見直しを含む。

教員の教育に係る effort の分析は行っているが、教員配置と教育課程との整合性は未点検である。学科間で学生・教員人数費に不均衡があるなど、教育課程との整合性は未点検で残っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【自己判定】 基準項目 4-3 を満たしている。

職員の資質・能力向上へ向けた取組には、学園全体で行われているもの、大学が実施しているもの、外部の研修に参加させているものがあり、重層的に行われている。

(課題と改善・向上方策)

各取組みの検証に加えて、大学独自(大学院運営に係る研修を含む)の SD 活動の充実が望まれる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【自己判定】 基準項目 4-4 を満たしている。

研究を支援するため、研究環境を整備し、有効に活用している。研究活動への資源配分に関する規則・制度を整備し、支援を行っている。さらに、研究倫理に関する規則類を整備し、厳正に運用している。研究活動は活発とは言えないが、地域課題に関する研究及び科学研究費獲得を推進する学長裁量経費を設け、応募は増え始めている。

(課題と改善・向上方策)

研究活動の活発化に向けた施策を強化することを基本方針とし、教員に対する研究費・研究旅費の配分は現行制度を維持しつつ、科研費の取得等を支援するための学長裁量経費を充実し、教育研究の改善に資する最適の資源配分を実現する。

学生数の増加に伴う教員数の増加に対処するために、教員研究室(予備室を含む)を確保できるよう、現有施設の有効活用を一層図っていく。

研究倫理に関する制度の基礎は確立しているので、今後は幅広い周知を図る。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【自己判定】 基準項目 5-1 を満たしている。

組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っており、経営の規律と誠実性を維持している。使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。環境や人権について配慮しつつ、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能させている。

(課題と改善・向上方策)

経営の規律と誠実性を引き続き維持・確保するために、使命・目的の実現に向けた運営計画策定と事業展開を進める。

環境、人権、安全への配慮については、持続可能な社会の構築に向けて、時代や地域の要請に応じて充実・向上に努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 大学による自己点検にはなじまないため、割愛する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

以下の記載で、法人に係る事項については割愛する。

【自己判定】 基準項目 5-3 を満たしている

意思決定では、大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。学長がリーダーシップを発揮できる内部環境は整っており、教職員の提案などを汲み上げる仕組みも整

備している。大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に行われている。大学の各管理運営機関の相互チェックは機能している。

(課題と改善・向上方策)

大学の各種会議等を有効に活用し、学園と大学の連携、コミュニケーションを高めて、意思決定の円滑化と相互チェックの機能化を促進する。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【自己判定】 基準項目 5-4 を満たしている。

事業計画と予算に基づいた適切な予算執行のもと、収入と支出のバランスが取れた運営を行っており、安定した財務状況にある。

(課題と改善・向上方策)

教育活動収入における学生納付金収入は、法人全体は安定推移し、大学は増加しているが、補助金収入が減少傾向にある。バランスの取れた収入構成とするために、今後の鹿児島県の18歳人口・大学進学率等の推移を見極めた、適切な定員管理を行うとともに、教育の質向上、修学・就職支援の充実及び学生満足度を高めるために、教育研究経費、教育環境・施設整備等への予算配分の拡大を積極的に行う。

競争的資金の獲得や寄付金額の増強に繋がる施策に取り組むなど、学生納付金以外の収入を安定的に確保できる体制を構築する。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【自己判定】 基準項目 5-5 を満たしている。

会計処理は適切に実行され、厳正な監査と相互連携による三様監査体制が有効に機能している。

(課題と改善・向上方策)

法令・規則に基づき、厳正な会計処理を行っていくとともに、ICT を活用した予算執行決済 に係るワークフローの導入など、業務の効率化を図る。

三様監査の一層の連携・充実を図るとともに、特に内部監査での監査担当職員の監査スキルの向上を図ることで、監査の実効性を上げる。

基準 6. 内部質保証

- 6-1. 内部質保証の組織体制
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【自己判定】 基準項目 6-1 を満たしている。

内部質保証の組織・責任体制は整備・確立されている。

(課題と改善・向上方策)

大学運営会議を中心に、「内部質保証のポリシー」の実質化をさらに追及することを、次期中期計画期間の基本方針とする。そのために、現在活発に行われている IR 活動を継続し、大

学内部・外部の状況及びそれらの変化の把握を特に重視する。

PDCA の各プロセスの確実な実施に最適な組織構成を目指して、センター、委員会等及びそれらの所掌事項、報告・連絡関係について検証し、確実度・自律度を向上する。

教育の質保証、内部質保証を中核に据えて次期中期計画を策定し、実施する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【自己判定】 基準項目 6-2 を満たしている。

部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施しており、その結果が全学的に 共有されている。IR活動による調査・データの収集と分析は活発に行われている。

(課題と改善・向上方策)

三つの点検・評価(大学の中期計画、認証評価、改革総合支援事業等)とそれらのための PDCA を統合的に行う、現在の内部質保証の基本手法は維持する。一方、点検・評価に必要な エフォートをできる限り軽減できるように手法を改良し、持続的・自律的に実施できるもの にする。

IR は現在の活動度で継続する。そのためにも、高度な SD 研修を活発化し、IR 分析ができる教職員を増やす。

大学構成員の幅広い参画を得るために、点検・評価を行うことの成果の可視化に努める。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【自己判定】 基準項目 6-3 を満たしている。

大学全体及び基本組織その他各部署の PDCA サイクルの仕組みは確立しており、その機能性は高い。

(課題と改善・向上方策)

内部質保証の制度の基礎はできているとの判断に基づき、次期中期計画期間は、特に教育の質保証(教育の改善、質の向上)に注力する。そのために、学部、研究科等の企画力を高め、PDCAのうち、現在主に大学運営会議が担っている plan プロセスへの、学部、研究科の参画を進める。